

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 10 日

各都道府県介護保険担当課（室）
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会による令和 2 年 4 月支払分（令和 2 年 3 月審査分）の介護報酬等の審査については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、介護給付費等審査委員会（特別審査委員会を含む。）の開催が困難な場合には、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 164 条の規定にかかわらず、必要に応じて委員の定数の半数に満たない出席により審査決定をすることや、審査委員会会長の一任により審査決定をすることもやむを得ないものと解することとしたので、貴管内関係者に対する周知等に遺漏なきようお願いいたします。